

平成27年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成27年2月6日 開会

平成27年2月6日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成 27 年 2 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○会議録 [2月6日(金)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第 1 議席の指定	3
日程第 2 会議録署名議員の指名	3
日程第 3 会期の決定	3
日程第 4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の 選挙	4
日程第 5 発議第 1 号 (地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定についての 一部改正について)	5
日程第 6 議案第 1 号から議案第 12 号まで一括議題 (平成 26 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号) 他 11 件)	6
閉会	17

平成27年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年2月6日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時00分

平成27年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成27年2月6日（金曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県庁北新館3階）

会議に出席した議員（17名）

1番 越 直 美	2番 大久保 貴
3番 藤 井 勇 治	5番 善 利 健 次
6番 宮 本 和 宏	7番 野 村 昌 弘
8番 正 木 仙治郎	10番 谷 畑 英 吾
11番 福 井 正 明	12番 小 椋 正 清
13番 平 尾 道 雄	14番 平 尾 義 明
15番 竹 山 秀 雄	16番 宇 野 一 雄
17番 村 西 康 弘	18番 北 川 豊 昭
19番 久 保 久 良	

会議に欠席した議員（2名）

4番 富士谷 英 正	9番 山 仲 善 彰
------------	------------

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 橋 川 涉	副広域連合長 伊 藤 定 勉
副広域連合長 古 川 源二郎	事務局長 松 井 繁 夫
事務局次長 竹 元 豊 一	業務課長 前 川 学

職務のため出席した者の職氏名

書 記 大 石 教 夫	書 記 井 口 明 洋
-------------	-------------

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第5 発議第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について)
- 第6 議案第1号から議案第12号まで
(平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)他11件)

会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 発議第1号
(地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について)
- 日程第6 議案第1号から議案第12号まで
(平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)他11件)

議事の経過

開会 午後 2 時 3 0 分

(開会 開議)

○議長（藤井勇治君） ただいまから、平成 2 7 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 7 名、欠席議員は 2 名、欠席議員は、富士谷英正議員、山仲善彰議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（藤井勇治君） 日程第 1、議席の指定を行ないます。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、指定いたします。

野村昌弘議員は、7 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長（藤井勇治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、1 9 番 久保久良議員、1 番 越直美議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（藤井勇治君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤井勇治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(藤井勇治君) 日程第4、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、児玉敬君、北井征暁君、山崎清君、森健市郎君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、児玉敬君、北井征暁君、山崎清君、森健市郎君、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員につきましては、第

1 順位 松山仁君、第 2 順位 仲岸明三郎君、第 3 順位 足立省一君、第 4 順位 岩田富藏君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井勇治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第 1 順位 松山仁君、第 2 順位 仲岸明三郎君、第 3 順位 足立省一君、第 4 順位 岩田富藏君、以上 4 名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました 8 名の方には、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、本職からそれぞれ文書により当選の告知をしておきます。

(日程第 5)

○議長(藤井勇治君) 日程第 5、発議第 1 号「地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について」を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

10 番 谷畑英吾君。

○10 番(谷畑英吾君) それでは、発議第 1 号「地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について」を説明いたします。

本案は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による広域連合長の専決処分事項の指定に、同法第 96 条第 1 項第 12 号に規定するもののうち、目的物の価格が 100 万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関することを追加するものであります。

広域連合議会会議規則第 15 条の規定により、久保久良議員のご賛同をいただきまして、提案させていただきます。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤井勇治君) 提案理由の説明が終わりました。

まず、発議第 1 号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

発議第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(藤井勇治君) ご着席ください。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(藤井勇治君) 日程第6、議案第1号から議案第12号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(大石教夫君) 議件を朗読いたします。

議案第1号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第2号平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第3号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第10号平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議

会の同意を求めることについて、議案第12号滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（藤井勇治君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長（橋川渉君） 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成27年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議を願うに当たり、議案の概要を説明させていただきますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、「高齢者医療制度をめぐる国の動向」について申し上げます。

去る1月13日に国の社会保障制度改革推進本部は、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、今通常国会に関連法案を提出する「医療保険制度改革の骨子」を決定しました。同骨子によりますと、「国民健康保険の安定化」、「後期高齢者医療支援金の全面総報酬割の導入」、「負担の公平化」など8項目に亘って所要の措置を講じることとされています。

まず、国保の財政基盤を強化するため、平成27年度から保険者支援制度を約1,700億円拡充するほか、これに加えて更なる公費の投入を行うこととされました。

更なる公費の投入につきましては、段階的に拡充し、平成29年度には支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費の優先的活用により、約1,700億円を措置することとしています。そして平成30年度からは、国保の財政運営の責任主体を都道府県へ移行することにより、制度の安定化を図ることとしています。

また、「負担の公平化」では、高齢者医療制度において実施されている低所得者や被扶養者であった方の保険料軽減特例について、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講じることとされており、具体的な措置の内容については、今後検討し結論を得るとしております。

当広域連合といたしましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望を行うなど、適時、適切に対応して参りたいと考

えております。

次に、「医療費等の動向」について申し上げます。

まず、被保険者数の推移でございますが、平成26年4月から12月までの伸び率は、対前年同期比1.23%の増であり、これは第4期保険料率の改定時に想定しておりました2.07%を下回っております。

一方、一人当たり医療給付費については、3月診療分から11月診療分までの9カ月の実績で、対前年度同期比マイナス0.25%を示しており、保険料率改定時の1.71%増を下回っている状況でございます。

医療給付費全体と致しましては、被保険者数及び一人当たり医療費が想定よりも低く推移したこともあり、これまでのところ0.98%の伸びとなっております。これは保険料率改定時に想定しておりました伸び率3.81%よりも大幅に低い状況でございます。

この原因につきましては、診療報酬の改定等も大きく影響しているものと考えております。特に、調剤報酬の引き下げにより「調剤に係る給付費」が平成25年度の対前年度伸び率10.95%増に対して、平成26年度は2.12%増に留まっていること。また、給付費全体の約51%を占める「入院に係る給付費」が平成25年度の対前年度伸び率2.35%増に対して、平成26年度は0.92%増に留まっていることなどが主な原因であると考えております。

なお、今後につきましては、これまでからも冬場の医療費は高くなる傾向を示しておりますので、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「平成27年度予算」について申し上げます。

平成27年度におきましては、平成28年度からの4カ年を計画期間とする「広域計画」の作成、第5期保険料率の改定、マイナンバーの使用開始に伴う電算システムの改修や個人情報保護対策の強化、高齢者の健康づくりなどに重点的に取り組んで参りたいと考えております。

特に、高齢者の方々には、これまでと変わりなく、必要な時に必要な医療を受けていただけるよう、また、本県の特性或地域の実情に応じた、きめ細やかな施策に取り組むことを主眼に置いて予算編成に取り組み、広域連合全予算の96%を占める保険給付費につきましては、対前年度当初比3.8%増の約1,404億6,025万円を計上いたしました。

た。

また、今年度中に策定する「保健事業実施計画（データ・ヘルス計画）」に基づき、高齢者の健康の保持増進を図るため「後期高齢者保健基盤整備事業」において、健康づくり事業の実施や市町への支援を充実するとともに、新たに健診受診勧奨や健診後の訪問指導などに取り組んで参ります。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、順次ご説明いたします。

議案第1号及び議案第2号は、平成26年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

まず、議案第1号の一般会計補正予算は1,384万8千円を減額しようとするものでございます。その内訳は、昨年9月に終了しました、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業について、当初の接種人数を5,500人と見込んでおりましたが、約3,000人となったこと、その他、医療費適正化事業や事務局運営費の所要額を精査し減額をするものでございます。

次に、議案第2号の特別会計補正予算は13億514万6千円を増額しようとするものでございます。その内訳は、先ほど、「医療費の動向」で説明しましたように、これまでの給付実績を基に今年度の保険給付費を推計したところ、当初の予定を下回る見込みであることから18億2,787万7千円を減額するとともに、健診受診者の増加に伴う1,000万円の増額、保険料の遡及賦課による保険料還付金等650万2千円の増額、過年度の高額医療費負担金の訂正に伴う国、県への返還金1億237万9千円の増額、平成25年度レセプト審査業務等に係る手数料精算金の各市町への返還金2,387万9千円の増額をしようとするものでございます。

また、想定外の医療費増に備えて国庫負担金が30億7,520万2千円超過交付されることから、これを予備費に措置するとともに、電算システム経費等の所要額を精査し補正するものでございます。

次に、議案第3号から議案第8号は条例の改正案件でございます。

議案第3号は、保険料について所要の改正を行おうとするものであり、その改正内容は次の2点でございます。

1点目は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、平成27年度か

ら保険料軽減対象の拡大を行うものであり、2点目は、平成27年度においても保険料軽減の特例措置を継続するものでございます。

次に、議案第4号は、平成27年度における保険料軽減の特例措置を実施するための財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分することができるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第5号は、平成25年5月に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）」及び「特定個人情報保護評価に関する規則」に基づく「特定個人情報保護評価書」の作成にあたり、特定個人情報の保護評価が十分であるかどうかの第三者点検を当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会において実施するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第6号は、「番号法」では特定個人情報について、個人情報保護法等よりも更に厳格な個人情報保護の措置を講じており、地方公共団体は、その趣旨を踏まえ必要な措置を講じることとなっていることから、個人情報保護に係る所要の改正を行おうとするものでございます。

また、「独立行政法人通則法」の改正に伴う所要の改正を併せて行うものでございます。

次に、議案第7号は、議案第6号と同様に「独立行政法人通則法」の改正に伴い、情報公開に係る所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第8号は、「行政手続法」が改正され、国民の権利利益の保護の充実のための手続が整備されたことに伴い、当広域連合においても国の改正趣旨に合わせ、行政手続きに係る所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第9号及び議案第10号は、「平成27年度の当初予算」でございます。

先ほど申し上げました増加する医療費に対応する保険給付費や、高齢者の健康づくりのための取組み、医療費適正化に要する経費などを計上しております。

この結果、平成27年度の一般会計当初予算の総額は1億3,048万9千円で、後期高齢者医療特別会計の総額は1,455億4,109万9千円、合計で1,456億7,158万8千円となり、平成26年度に比べますと59億3,149万6千円、4.2%の増となったところでございます。

次に、人事案件でございますが、議案第11号は、公平委員会委員である竹村静文氏が

この3月31日付をもって任期満了により退任されますので、その後任として安原悟郎氏を公平委員会委員として選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号は、古川源二郎副広域連合長がこの3月31日をもって任期満了により退任されますので、その後任として、松井繁夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上、12件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（藤井勇治君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成26年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求

めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第10号「平成27年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 1 1 号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 1 1 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第 1 1 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 1 2 号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 1 2 号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第 1 2 号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（藤井勇治君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第 1 2 号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 2 7 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会い

たします。

閉会 午後 3 時 0 0 分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成27年2月6日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

藤井 勇 治

署 名 議 員

久 保 久 良

署 名 議 員

越 直 美